

ZONE 会員及び利用規約

フィットネスクラブ ZONE

第1章 総則

[名称及び所在地]

第1条 本クラブの名称は、フィットネスクラブ ZONE と称し、(以下本クラブという)本店は日向市鶴町 3-27 に所在します。

[運営]

第2条 本クラブの運営・管理は有限会社ジョーズが行います。

[目的]

第3条 本クラブは、会員が本クラブの施設を利用することによって会員の健康維持・増進に努め、全員相互が楽しく交流し親睦を深めることを目的とします。

第2章 会員

[会員]

第4条 本クラブの会員は、本会則その他本クラブが定めた事項に従うこととします。

[会員の種類・入会資格及び権利]

第5条 本クラブ会員の種類、入会資格及び権利は各コースに定められた項目に該当します。

[会員資格条件]

第6条 本クラブへの入会資格を有する方は、会則を承認し入会を希望する方とします。但し、次に該当する方は入会ができません。

- (1) 感染症及び感染症の皮膚病の方(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- (2) 暴力団関係者、組関係者、薬物異常者。
- (3) 刺青(タトゥーシールを含む)のある方。(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)
- (4) 妊娠中の方。
- (5) 16歳未満の方。
- (6) 会社が行う審査により、適当でないと判断された方。

[利用の条件]

第7条 第6条の入会資格に定められた条件を満たしていない人はご利用できないものとします。

第3章 諸手続

[入会手続き]

第8条 本クラブへの入会を希望する人は、所定の申込手続を行い本クラブの承認を得た上で、所定の入会金及び会費、諸経費を本クラブに納入していただきます。

[会員証]

第9条 会員証はジョーズカード、ZONE セキュリティカードを発行します。ジョーズカードは別紙「ジョーズ」会員規約に基づく。

[コース変更]

第10条 会員が会員の種別、コース等を変更しようとするときは、当クラブが定める変更料と会員証をご提出のうえ、本クラブ指定の書面により、変更されます月の前月15日までに本クラブにご提出しなければなりません。尚、締切日は銀行の都合により変わる月がございますので事前にご確認下さい。

[休会]

第11条 (1) 原則として休会は認められません。ただし、個人会員で長期出張及び傷病等、その他やむを得ないと認められる場合のみ、休会手続きを経て承認を得た上で会員資格を継続しながら休会することができるとします。
(2) 休会期間の支払いは、本クラブが別に定める休会費を金融機関預金口座より引落し又はクレジットによる決済で行います。
(3) 休会しようとする時は本クラブ指定の書面により、会員証を添付の上、休会されます月の前月15日までに提出しなければなりません。尚、締切日は銀行の都合により変わる月がございますので事前にご確認下さい。

[退会]

第12条 会員が退会しようとするときは、会員証を添付のうえ本クラブ指定の書面により、退会されます月の前月15日までに本クラブに提出しなければなりません。尚、締切日は銀行の都合により変わる月がございますので事前にご確認下さい。なお、会費等の未納金がある場合はこれを完納するものとします。

第4章 入会金及び会費

[入会金]

第13条 会員は本クラブが別途定める入会金を納入しなければなりません。入会金は理由の如何を問わずにこれを返還しません。ただし、第20条の場合は除きます。

[会費]

第14条 (1) 会員は本クラブが定める月会費及び諸経費を金融機関預金口座自動振替、各クレジット決済により毎月支払うものとします。金融機関預金口座自動振替の場合、月会費の引き落としは前納制になっており、前月の27日が引き落としとなります。クレジットの場合は、別途定めた指定日に決済が行われます。年間プランの場合は、個人会員に更新意図確認後、別途定めた決済を行います。
(2) 既納の会費は理由の如何を問わずにこれを返還しません。
(3) 年会費は入会時及びその1年ごとに、本クラブの定める期日までに納めなければなりません。

[入会金・年会費・年間プラン・月会費等の変更]

第15条 本クラブは会員が負担すべき入会金・年会費・年間プラン・月会費等を各支店で変更することができます。

第5章 会員の権利及び義務

[責任事項]

第16条 (1) 会員が本クラブの利用に際して生じた人的、物的事故については、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。会員以外の施設利用者についても同様とします。
(2) 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失について、本クラブに貴重品扱いとして預けた金品以外については、一切損害賠償の責を負いません。ロッカー及びキーロッカー等の利用に際して生じた盗難・紛失についても同様とします。
(3) 会員が本クラブ諸施設の利用中、自己の責任に帰すべき事由により本クラブ、又は第三者に損害を与えた場合速やかにその賠償の責に任ずるものとします。会員の同伴者については、会員が連帯して賠償の責に任ずるものとします。会員以外の施設利用者についても同様とします。

[変更事項]

第17条 会員は住所、連絡先および、その他入会申し込み記載事項に変更があった場合には速やかに本クラブに届け出るものとします。

[資格喪失]

第18条 (1) 会員が次の場合にその資格を喪失します。
1. 退会
2. 死亡
3. 除名
4. 本クラブからの解約
5. 法人会員の会社及び団体の解散
(2) 前項4.の原因による資格喪失がいは、入会金及び本クラブが受領した会費・諸経費等は返還いたしません。

[除名]

第19条 会員並びに会員にかかわる施設利用者において、次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、本クラブは当該会員をじょんぬいすることができます。
(1) 本クラブの名誉信用をがい毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
(2) 本クラブの規約およびその他の諸規則に違反したとき。
(3) 会費、その他の諸支払いを怠り、本クラブより催促を受けてもお所定の期日までに支払いのないとき。
(4) 故意に本クラブの施設・設備等を破損したとき。
(5) 月会費を2ヶ月滞納(3ヶ月目)で引き落としされてない場合は、強制退会として月会費2ヶ月分を請求させていただきます。
(6) その他除名を相当とする行為があったとき。

[本クラブからの解約]

第20条 本クラブはいつでも入会金を払い戻すことにより、会員との間の入会契約を解約することができます。ただし、クラブの解散の場合には、別に第28条に定めます。

[禁止事項]※除名する場合があります。

第21条 (1) SNS 等の配信の為の配慮なき撮影をすること。
(2) クラブ内において許可なく物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為を勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘行為を含む)をすること。
(3) 他人を誹謗・中傷すること。
(4) 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
(5) 痴漢・覗き・露出等の公序良俗に反する行為。
(6) 施設内に落書きや造作をすること。
(7) 動物を館内に持ち込むこと。
(8) 危険物を館内に持ち込むこと。
(9) 館内での喫煙。
(10) 会社従業員の業務を妨げる行為。
(11) 他人へのストーカー行為。

第6章 その他

[施設の利用制限]

第22条 (1) 本クラブは競技会、スクール等の諸行事又は本クラブの管理若しくはその他本クラブが必要と認めた場合には、施設の全部又は一部の利用を制限することができます。
(2) 本クラブは必要と認めた場合は、会員の利用時間を制限することができます。

[施設の休業・閉鎖]

第23条 クラブは次の理由により施設の全部又は一部を休業又は閉鎖することができます。
(1) 天災・地震等その他のやむを得ない理由により開場が不可能なとき。
(2) 施設の補修又は改修をするとき。
(3) 法令の制定・改廃、あるいは行政指導等によるとき。
(4) 会社情勢、経済状況に重大な理由があるとき。

[会員以外の施設利用]

第24条 本クラブは特に必要と認めた場合、会員以外の人に本クラブの施設を利用させることができます。

[施設の貸与]

第25条 本クラブは施設の利用状況と必要に応じて、会員の方以外に施設の一部を貸与し、その利用を認めることがあります。

[施設のマシン・器具等の配置]

第26条 本クラブは施設の利用状況によりマシン・器具等の配置を変える場合があります。

[休館日]

第27条 本クラブは毎月休館日を定め、会員及び施設利用者へ告知をおこないます。

[解散]

第28条 (1) 本クラブはやむを得ない事情による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。
(2) 解散の理由が天災・地震・公権力の命令・強制その他不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

[利用規程]

第29条 本会則に定めない事項および業務遂行上必要な事項は、利用規程等によるほか、必要に応じて本クラブがこれを定めるものとします。

[改正]

第30条 本会則の改定、変更は本クラブの定めるところによるものとし、本クラブに関するその他の諸規則についても同様とし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

[ビジター]

第31条 本クラブは会員の同伴もしくは紹介または本クラブの承認に基づき、会員以外の方(ビジターという)に施設を利用させることができます。尚、ビジターは別途定める施設利用料金をお支払いいただきます。(但し、混雑時は会員を優先させていただきます。)また、ビジターについては規程は適用されます。